

随 意 契 約 結 果

業 務 の 名 称	平成31年度 名古屋港清龍丸推進器旋回油圧ポンプ修理
契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 鎌田 一郎 愛知県名古屋市港区築地町2番地
契 約 締 結 日	平成31年4月23日
契 約 業 者 名	株式会社ポートリリーフ、エンジニアリング
契 約 業 者 の 住 所	東京都北区田端新町1丁目30番3号
契 約 金 額 (税 込 み)	¥4,536,000
予 定 価 格 (税 込 み)	¥4,551,585
随意契約によることとした理由	<p>本件は、平成31年4月22日に判明したドラグサクシオン浚渫兼油回収船「清龍丸」推進器の旋回油圧ポンプ故障について緊急修理を行うものである。</p> <p>清龍丸はドラグサクシオン浚渫兼油回収船として建造され、大量油流出事故等が発生した場合には、速やかに事故海域に向かい油回収作業を行う船であり、さらに通常は名古屋港内における安全な航路を確保するための浚渫作業にも従事している船である。</p> <p>今回修理を行う推進器旋回油圧ポンプは、船の運航自体に必要となる重要な機器であることから、大量油流出事故における海洋汚染が発生した場合、迅速な油回収が行えず、広範囲に環境破壊が起き、漁業への被害も甚大で国民生活に与える影響も懸念される。また、航路を確保するための浚渫作業が遅れ、船舶の安全な航路の確保ができなくなる。</p> <p>以上の理由により、清龍丸が長期間就航できないことによる影響は多大である。そのため、修理は緊急で行う必要があると判断する。</p> <p>よって、本件は会計法第29条の3第4項「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため、随意契約するものである。</p>
備 考	